

## 住まいの専門家の登録に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、ひょうご住まいサポートセンター事業実施要綱(以下「要綱」という。)第9条に基づき、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターひょうご住まいサポートセンター(以下「サポートセンター」という。)が、住まいの専門家との連携体制のもと事業を円滑かつ効果的に実施するため、住まいの専門家の登録及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (住まいの専門家)

第2条 住まいの専門家とは、次の各号のいずれかに掲げる者で、サポートセンターに登録されたものをいう。

- (1) 一級建築士、マンション管理士等の住まいに関する専門的な資格を有する者
- (2) 住まいに関する専門家としての実績を有する者

### (登録の申込)

第3条 住まいの専門家は、個人毎に登録するものとする。

- 2 住まいの専門家の登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、住まいの専門家登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)をサポートセンター所長に提出しなければならない。

### (登録の決定)

第4条 サポートセンター所長は、前条の登録申込書が提出された場合において、登録希望者を住まいの専門家登録台帳(様式第2号。以下「登録台帳」という。)に登録することについて、住まいづくりの支援事業実施要領第4条に規定するアドバイザー派遣審査会議(以下「審査会議」という。)の議を経て決定する。

- 2 サポートセンター所長は、前項の規定による登録の決定をしたときは、その内容を登録台帳に登録し、住まいの専門家登録通知書(様式第3号)により、当該登録希望者に通知するものとする。
- 3 前項の登録がされた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに住まいの専門家登録事項変更届出書(様式第1号の2)によりサポートセンター所長に届け出なければならない。
- 4 サポートセンター所長は、前項の規定による登録事項変更の届け出があったときは、その内容を登録台帳に変更登録し、住まいの専門家登録事項変更通知書(様式第3号の2)により、当該登録者に通知するものとする。

### (登録期間)

第5条 登録期間は、登録した日から3年後の年度の末日までとする。

- 2 登録の更新を希望する者(以下「更新希望者」という。)は、住まいの専門家登録更新申込書(様式第4号。以下「更新申込書」という。)をサポートセンター所長に提出しなければならない。

- 3 サポートセンター所長は、更新を認めるときには、住まいの専門家登録更新通知書（様式第5号）により、当該更新希望者に通知するものとする。

#### （登録の利用）

第6条 住まいの専門家登録は、サポートセンターが実施する次の各号の事業に利用する。

- (1) 住まいづくりの支援事業（アドバイザー派遣）
- (2) 住まいに関する普及啓発事業（企画立案・実施等での専門知識等の活用）
- (3) その他住まいの専門家の協力が必要な事業

- 2 住まいの専門家登録情報は、前項の事業以外に利用してはならない。

#### （登録の取消し）

第7条 サポートセンター所長は、登録者が次の各号の一に該当するときは、審査会議の議を経て（第1号に該当する場合を除く。）登録を取り消すとともに、住まいの専門家登録取消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から登録削除の申出があったとき
- (2) 登録申込書の内容に虚偽があったとき
- (3) 住まいの専門家が前条第1項の事業実施に関して、事業の趣旨に反する行為を行ったと認められるとき
- (4) その他サポートセンター所長が適当でないと認めたとき

- 2 前項第1号の申出は、住まいの専門家登録消除届出書（様式第7号）の提出により行う。

#### 附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### （施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に登録されている専門家の登録期間は、第5条第1項の規定にかかわらず従前のおりとする。